

山梨県への進出を考えている法人の皆様へ



令和3年8月版

# 山梨県で テレワーク 始めてみませんか？

最大 **100** 万円

補助率 **3/4**

※詳細は裏面へ

(令和3年度事業)

「山梨県サテライトオフィス等お試し体験事業費補助金」のご案内

(合計30日以上滞在で)

▶ 1団体最大 **100万円** を補助

(連続2~7日滞在で最大25万円)

▶ 対象経費の **3/4** を補助

▶ 交通費、宿泊費、施設利用料、  
ワーケーションツアー参加経費  
等を補助

詳細は裏面へ



コワーキングスペース&サテライトオフィス  
韭崎市民交流センターニコリ『HiroBa』

お問い合わせ先 山梨県二拠点居住推進センター

電話:03-5212-9033 メール:nikyoten-center@pref.yamanashi.lg.jp

住所(アクセス):〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3

都道府県会館13階 山梨県東京事務所内



(事業主管) 山梨県リニア未来創造局二拠点居住推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 北別館4階

電話 055-223-1845 メール nikyoten@pref.yamanashi.lg.jp

## 補助対象者

○ 山梨県外から山梨県への企業移転等に関心のある法人 であること

〔県内に拠点のある法人においては、県内拠点にはない新たな機能の移転に関心がある場合を対象とし、その拠点の機能拡大や同じ機能となる支店等の新設は対象となりませんので、ご注意ください。〕

○ 事前に「二拠点居住推進センター」など山梨県と相談し、補助対象者として認められる法人 であること

| 補助内容   |   | *「お試し体験」: 山梨県内のサテライトオフィス等において、県外に在住する法人の役員又は従業員が宿泊・滞在を通じてテレワークを試行すること |                        |
|--------|---|---|------------------------|
|        | 長期滞在コース   | 短期滞在コース   |                        |
| 条件     | 2名以上の者が合計30日以上、山梨県でお試し体験*を実施するもの  | 2名以上の者が連続して2日から7日の間、山梨県でお試し体験*を実施するもの                                 |                        |
| 補助上限額  | 1法人あたり100万円   | 1法人あたり25万円  | ただし、体験者1人あたり1万4千円/泊が上限 |
| 補助率    | 3/4   |   |                        |
| 補助対象経費 | <p>○交通費<br/>山梨県への往復及び県内の移動に係る<br/>公共交通機関の利用に要する経費<br/>レンタカー等の燃料費及び利用に要する経費</p> <p>○テレワーク体験費<br/>宿泊費、サテライトオフィス等施設利用料及び賃貸料/業務又は移転の検討において法人が必要と認める農業体験等、県の地域資源や魅力を体感するために要する経費<br/>滞在によりテレワークを実施するために必要な荷物の運搬・引越等に要する経費</p> <p>○企業向けワーケーションツアー参加経費<br/>旅行事業者等が実施し、山梨県を滞在先とする企業向けワーケーションパッケージツアーに参加するため支払った費用(食費に相当する経費は除く)</p> |   |                        |
| その他    | ・滞在期間の半分以上はテレワークを実施すること   |   |                        |

## 交付までの流れ(例)

申請書様式等は以下のHPからダウンロードできます。

山梨二拠点居住 お試し体験補助

検索

二拠点居住推進センターに相談

申請書・計画書・内訳書等提出

審査

県による交付決定・通知

事業の実施

実績報告書の提出

審査・交付額確定

補助金の交付

※ 原則、お試し体験の希望開始日1月前には二拠点居住推進センターへのご相談をお願いいたします。

※ 体験実施の際は、山梨県HPにより、新型コロナウイルス感染症に関する情報を確認の上、十分な感染症対策を行っていただくようお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、申請の受付を一時停止することがあります。